

輒ち郡・縣の吏・民を會へて、務に勞へ、物賜ひ樂・作させ給ふ。甲午の日（廿九）、詔して近江、美濃、尾張、參河、遠江等の國より、供奉れる騎士の戸、及び諸國の荷丁（よばり）、行宮を造れる丁の、今年の調役を免し給ひ、詔して天下の百姓の困乏として窮れる者に、稻、男に三束、女に二束を賜は令む。

夏四月、丙申の朔の丁酉の日（二）、大友宿禰友國に直大貳の位を贈ひ、并せて賄物を賜ふ。庚子の日（五）、四龍田風神とを祀らしむ。丙辰の日（廿二）、位有る親王より以下、進廣肆の位に至るまでに、難波の大藏の鍼を賜ふことの畿内の百姓の、荷丁（よばり）と爲れる者の、今年の調役を除き給ふ。甲寅の日（十九）、使者を遣して廣瀬大忌神と各差あり。庚申の日（廿五）、詔して曰はく『凡そ繫囚見徒、一に皆な原し散（あらわ）』。五月、乙丑の朔と各の庚午の日（六）、阿胡の行宮に御しまし時に、贊進れる・紀伊國の本妻郡の人、阿古志海部河瀬麻呂等・兄弟三戸に、十年の調役、雜務を復し、復た挾抄・八人に、今年の調役を免し給ふ。辛未の日（七）、相模國司、赤き鳥の雛・二隻を獻りて言さく『御浦郡に獲たり』と。丙子の日（十二）、吉野宮に幸す。庚辰の日（十六）、車駕、宮に還らせ給ふ。辛巳の日（十七）、大夫の調者を遣して、名ある山・岳・濱に祀（まつり）して請雨す。甲申の日（廿一）、文忌寸智德に直大壹の位を贈ひ、并せて賄物を賜ふ。丁亥の日（廿三）、淨廣肆の位・難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮祭らしむ。庚寅の日（廿六）、使者を遣して、幣を四所、伊勢・大倭・住吉・紀伊の大神に奉らしめ、告すに新しき宮のことを以てす。

閏の五月、乙未の朔の丁酉の日（三）、大水あり、使を遣はして郡國を循行りて稟貸し、災害ありて自存ふこと能はぬ者には、山・林・池・澤に漁し採ることを得せしめ、詔して京師および四の畿内に令ちて金光明經を講説しむ。

戊戌の日（四）、沙門觀成に縗・十五匹・綿・三十屯・布・五十端を賜ひて、其の所造る鉛粉を美め給ふ。丁未

の日（十三）、伊勢大神・天皇に奏して曰はく『伊勢國の今年の調役を免し給へ。然れども其の一の神・郡より輸すべき赤引絲・參拾あまり五斤をば、來年より當に其代に折ぐ當し』と。己酉の日（十五）、筑紫大宰率・河内王等に詔して曰はく『宜しく沙門をば大隅と阿多とに遣して、佛教を傳ふべし。復、大唐の大使・郭務悰が、近江の大津宮に御（みす）し、天皇（天智）の爲に所造る阿彌陀の像を送り上れ』。

六月、甲子の朔の壬申の日（九）、郡國の長吏に勅して、各名ある山・岳・濱に祠らしむ。甲戌の日（十一）、大夫の謁者を遣して、四の畿内に詣りて請雨せしむ。甲申の日（廿二）、直丁・八人に官位を賜ひて、其の大内陵を造りし時に、勤しみて懶らざりしことを美め給ふ。癸巳の日（廿）、天皇・藤原の宮地を觀す。

秋七月、甲午の朔の乙未の日（二）、天下に大赦し給ふ。但し十惡・盜賊は赦例に在らず。是日、相模國司・布勢朝臣色布智等、御浦郡の少領（姓名を闕せり）と、赤鳥を獲たる者・鹿島臣櫻樟とに、位および祿を賜ひ、御浦郡の三年の調役を復さる。庚子の日（七）、公卿に宴し給ふ。壬寅の日（廿八）、吉野宮に幸す。甲辰の日（十二）、使者を遣して廣瀬と龍田とを祀らしめ給ふ。辛酉の日（廿八）、車駕・宮に還り給ふ。是夜、夢惑（ほしづ）と歲星（ひし）と、一步の内に、乍は光り、乍は没れつゝ、相近づき相避ること四遍。

八月、癸亥の朔の乙丑の日（三）、罪を赦し給ふ。己卯の日（十七）、飛鳥皇女の田莊に幸す。即日、宮に還らせ給ふ。九月、癸巳の朔の辛丑の日（九）、班田の大夫等を四の畿内に遣はし給ふ。丙午の日（十四）、神祇官より神寶の書・四卷・鑰・九箇・木印・一箇を奏上る。癸丑の日（廿一）、伊勢國司より嘉禾・一本を獻る。越前國司より白蛾を獻る。戊午の日（廿六）、詔して曰はく『白蛾を角鹿郡の浦上之濱に獲たり。故れ封を笥飯神に増すこと二十戸、前に通はす』。

冬十月、壬戌の朔の壬申の日（十二）、山田史・御形に、務廣肆の位を授け給ふ。前に沙門と爲りて、新羅に學問へり。癸酉の日（十三）、吉野宮に幸す。庚辰の日（十九）、車駕、官に還り給ふ。

十一月、辛卯の朔の戊戌の日（八）、新羅より級食、朴憶德、金深蔵等を遣して進調。新羅に遣はさむと擬ふる使・直廣肆の位・息長真人・老・務大貳の位・川内忌寸連等に祿を賜ふこと各差あり。辛丑の日（十一）、新羅の朴憶德に、難波館に饗たまひ祿たまふ。十二月、辛酉の朔の甲戌の日（十四）、普博士・續守言・薩弘恪に、水田をひとごとに四則を賜ふ。甲申の日（廿四）、大夫等を遣して、新羅の調を、五社・伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足に奉る。

七年（一三五三）の春正月、辛卯の朔の壬辰の日（二）、淨廣壹の位を以て皇子高市に授け給ひ、淨廣貳の位を皇子長と皇子弓削とに授けたまふ。是日、詔して天下の百姓を令て、黃色衣を服せ令む。奴は良（やめ）の衣。丁酉の日（七）、公卿大夫等に饗し給ふ。癸卯の日（十三）、京師及び畿内の、位有りて年八十より以上る人に、食・一領・絶。

二匹・綿・二屯・布・四端を賜ふ。乙巳の日（十五）、正廣參の位を以て百濟の王・善光に贈ひ、并せて聘物を賜ふ。丙午の日（十六）、京師の男・女の、年八十より以上、及び困乏して窮れる者に布を賜ふこと各差あり。船瀬の沙門法鏡に水田三町を賜ふ。是日・漢人等・踏歌・奏る。

二月庚申の朔の壬戌（三）、新羅より沙浪金江南・韓奈麻・金陽元等を遣はして、來て王の喪を赴す。己巳の日（十）、造京司・衣縫王等に詔して、所掘る尸を收む。己丑の日（卅），流來りし新羅人・牟自毛禮等三十七人を以て、憶德等に付け賜ふ。三月、庚寅の朔の日、日有蝕之。甲午の日（五）、大學博士・勤廣貳の位・上村主百濟に、食封三十戸を賜ひ、以て儒道を優へ給ふ。乙未の日（九）、吉野宮に幸す。庚子の日（十一）、直大貳の位・

葛原朝臣・大鳩に聘物を賜ふ。壬寅の日（十七）、天皇、吉野宮より至らせ給ふ。乙巳の日（十六）、新羅に遣さむと擬へる使・直廣肆の位・息長真人・老・勤大貳の位・大伴宿禰君等、及び學問僧・辨通・神寂等に綿・紺・布を賜ふこと各差あり。又、新羅の王に聘物を賜ふ。丙午の日（十七）、詔して、天下を令て桑・紺・梨・栗・蕪菁等の草木を殖うることを勧め、以て五穀を助け令む。

夏四月、庚申の朔の丙子の日（廿七）、大夫謁者を遣して、諸社に詣でて雨を祈らしめ、又使者を遣はして廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛巳の日（廿二）、詔して内藏寮の允・大伴男人、賦（つみ）に坐りて、位・二階を降し、見任官を解かる。典鑰（つかさ）置始多久と、菟野大伴と、亦た賦に坐せられ、位一階を降して見任官を解かる。監物・巨勢邑治は、物を己に入れずと雖も、情を知りて盜ま令めたり。故れ位・二階を降して見任官を解かる。然れども置始多久は、壬申の年役に勤労あり。之故に赦之。但し賦は律の依に徵納む。

五月、己丑の朔の日、吉野宮に幸す。乙未の日（七）、天皇、吉野宮より至り給ふ。癸卯の日（十五）、無遮大會を内裏に設け給ふ。六月、己未の朔の日、高麗の沙門福嘉に詔して俗に還す。壬戌の日（四）、直廣肆の位を以て、引田朝臣廣目・守君刈田・巨勢朝臣麻呂・葛原朝臣麻呂・巨勢朝臣多益須・丹比真人池守・紀朝臣麻呂の七人に授け給ふ。

秋七月、戊子の朔の甲午（七）、吉野宮に幸す。己亥の日（十二）、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛丑の日（十四）、大夫謁者を遣して、諸社に詣でて祈雨せしむ。癸卯の日（十六）、大夫謁者を遣して、諸社に詣でて雨を請はしむ。是日、天皇、吉野より至り給ふ。八月の戊午の朔の日に、藤原宮地に幸す。戊寅の日（廿二）、車駕、宮に還らせ給ふ。

九月の丁亥の朝の日、日蝕ゆること有り、辛卯の日（五）、多武嶺に幸す。壬辰の日（六）、車駕、宮に還らせ給ふ。丙申の日（七）、清見原天皇（天武）の爲に無遮大會を内裏に設け給ひ、繫囚をば悉に原し遣る。壬寅の日（八）、直廣参の位を以て、蚊屋忌寸木間に贈ひ、并せて賄物を賜ひて、以て壬申年役の功を褒めたまふ。冬十月、丁巳の朝の戊午の日（九）、詔し給はく『今年より始めて、親王より下つかた進位に至るまでに、儲くる所の兵を觀はさむ。淨冠より直冠に至るまでは、人ごとに甲一領、大刀一口、弓一張、矢一具、柄一枚、鞍馬。勤冠より進冠に至るまでは、人ごとに大刀一口、弓一張、矢一具、柄一枚、如此く預め備へよ』。己卯の日（廿三）、始めて仁王經を百國に講かしむ。四にして畢れり。十一月、丙戌の朝の庚寅の日（廿四）、沙門法員・善往・眞義等を遣はして、試に近江國の益須郡の醴泉を飲ましめ給ふ。戊申の日（廿三）、直肆の位を以て、直廣肆の位。引田朝臣少麻呂に授け、并て食封五十戸を賜ふ。十一月、丙子の日（廿一）、陣法博士等を遣て、諸國に教習は遣め給ふ。

八年（甲午年）の春正月、乙酉の朝の丙戌の日（二）、正廣肆の位を以て、直大壹の位・布勢朝臣御主人と、大臣宿禰・御行とに授げ給ひ、封を増し給ふこと人ごとに一百戸、前に通はせて五百戸、並に氏上と爲たまふ。辛卯の日（七）、公卿等に饗たまふ。己亥の日（十五）、御薪を進る。庚子の日（十六）、百官の人等に饗たまふ。辛丑の日（十七）、漢人踏歌奏る。五位より以上・射す。壬寅の日（十八）、六位より以下・射す。四にして畢れり。癸卯の日（十九）、唐人・奏ニ踏歌一。乙巳の日（廿一）、藤原宮に幸して即日宮に還り給ふ。丁未の日（廿三）、務廣肆等の位を以て、大唐・七人と肅慎・一人とに授け給ふ。戊申の日（廿四）、吉野宮に幸す。

三月の甲申の朝の日、日蝕ること有り。乙酉の日（二）、直廣肆の位・大宅朝臣麻呂・勤大貳の位・臺忌寸八島・黃書連・本實等をば鎭錢司（じせんじ）に拜す。甲午の日（十一）、詔して曰はく『凡そ無位人を以て郡司に任くるには、進廣貳の位を以て大領に授け、進大參の位を以て小領に授けむ』。己亥の日（十六）、詔して曰はく『粵に七年・歲次癸巳の年を以て、醴泉・近江國の益須郡の都賀山に涌けり。諸の疾病ども益須寺に停宿りて、療差者・衆し。故れ水田四十端を入け、益須郡の今年の調役、雜の徭を原し除め、國司頭より目にて、位一階を進め、其の初で醴泉を驗めし者・葛野羽衡・百濟土羅々女に、人ごとに純・一匹、布十端、鉢十口を賜ふ。乙巳の日（廿二）、幣を諸社に奉る。丙午の日（廿三）、神祇官の頭より祝部等に至るまで、一百六十人に、純・布を賜ふこと各差あり。

夏四月、甲寅の朝の戊午の日（五）、淨大肆の位を以て、筑紫大宰・率河内王に贈ひ、并せて賄物を賜ふ。庚申の日（六）、吉野宮に幸す。丙寅の日（廿三）、使者を遣して、廣瀬大忌神と、龍田風神とを祀らしむ。丁卯の日（廿四）、天皇・吉野宮より至り給ふ。庚午の日（十七）、律師・道光に賄物を賜ふ。五月、癸未の朝の戊子の日（廿五）、公卿大夫に内裏に饗たまふ。癸巳の日（廿二）、金光明經・一百部を以て、諸國に送置きて、必ず年毎の五月の玄に取りて之を讀め、其の布施は、當國の官物を以て充之とのたまふ。

六月、癸丑の朝の庚申の日（八）、河内國の更荒郡より白山鶴を獻る。仍て更荒郡の大領・小領に、位をば人ごとに一級を賜ひ、井せて進廣貳の位を以て、獲へたる者・刑部造・韓國に賜ひ、并せて物賜ふ。秋七月、癸未の朝の丙戌の日（九）、巡察使を諸國に遣はし給ふ。丁酉の日（十五）、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。八月、王子の朝の戊辰の日（十七）、皇女飛鳥の爲に沙門一百四口を度せしむ。九月、壬午の朝の日、

日蝕ること有り。乙酉の日（四）、吉野宮に幸す。癸卯の日（廿二）、淨廣肆の位・三野王を以て、筑紫大宰率に拜し給ふ。

冬十月辛亥の朔の庚午の日（廿），進大肆の位を以て、白き蝙蝠を獲たる者・飛驒國の荒城郡弟國部弟日に賜ひ、井せて絶四匹、綿四屯、布十端を賜はり、其の戸の課の役は、身を限りて悉に免し給ふ。十一月、辛巳の朔の丙午の日（廿六），殊死より以下を赦し給ふ。十一月、庚戌の朔の乙卯の日（八）、藤原宮に遷居す。戊午の日（九），百官・朝拜す。己未の日（十），親王より以下・郡司等に至るまでに、絶・綿・布を賜ふこと各差あり。辛酉の日（十二），公卿大夫に宴したまふ。

九年（乙未年）の春正月、庚辰の朔の甲申の日（五）、淨廣貳の位を以て、皇子舍人に授け給ふ。丙戌の日（七），公卿大夫に内裏に饗し給ふ。甲午の日（十五），御薪進る。乙未の日（十六），百官の人等に饗たまふ。丙申の日（十七），射す。四日にして畢れり。閏一月己卯の朔の丙戌の日（八），吉野宮に幸す。癸巳の日（十七），車駕，宮に還らせ給ふ。三月戊申の朔の己酉の日（二），新羅より王子・金良琳補命・薩浪・朴強國等、及び韓奈麻・金周漢、金忠仙等を遣はして、國政を奏請し、且つ調進り、物獻る。己未の日（十二），吉野宮に幸す。壬戌の日（十五），天皇、吉野より至らせ給ふ。庚午の日（廿三），務廣貳の位・文忌寸博勢、進廣參の位・下譯語諸田等を多福に遣はして、蠻の所居を求めしむ。

夏四月、戊寅の丙戌の日（九），使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。甲午の日（十七），直廣參の位を以て、賀茂朝臣蝦夷に贈ひ、併せて賄物を賜ふ（本一位は勤大壹）。直大肆を以て文忌寸赤麻呂に贈たまひ、井せて賄物を賜ふ（本一位は大山中）。五月の丁未の朔の己未の日（十三），大隅隼人に饗たまふ。丁卯

の日（二十），隼人の相撲（相撲）を西槻下に觀そなはす。六月、丁丑の朔の己卯の日（三），大夫調者を遣して、京師および四畿内の諸社に詣でて請雨せしむ。壬辰の日（十六），諸臣の年八十より以上、および痼疾に賛賜ふこと各差あり。甲午の日（十八），吉野宮に幸す。壬寅の日（六），吉野より至り給ふ。

秋七月、丙午の朔の戊辰の日（三十），使者を遣はして、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。辛未の日（二十一），新羅に遣さむと擬ふる使・直廣肆の位・小野朝臣毛野、務大貳の位・伊吉連博徳等に物を賜ふこと各差あり。八月、丙子の朔の己亥の日（四），吉野宮に幸す。九月、乙巳の朔の日，吉野より至り給ふ。戊申の日（四），行獄徒繫の日（十八），公卿・百寮・南門に射す。一月癸酉の朔の乙亥の日（三），吉野宮に幸す。乙酉の日（十二），菟田吉隱に幸す。丙戌の日（十二），吉野より至らせ給ふ。三月癸卯の朔の乙巳の日（二），一槻宮に幸す。甲寅の日（廿二），越の渡島の蝦夷、伊奈理吉野より至らせ給ふ。淨大肆の位・泊瀬王に賄物を賜ふ。

武志と肅慎の志良宇叡草とに、錦の袍袴・紺緋の絶・斧等を賜ふ。

十年（丙申年）の春正月、甲辰の朔の庚戌の日（七），公卿大夫に饗たまふ。甲寅の日（十一），直大肆の位を以て、百濟の王・南典に授け給ふ。戊午の日（十五），御薪進る。己未の日（十六），公卿・百寮の人等に饗たまふ。辛酉の日（十八），公卿・百寮・南門に射す。一月癸酉の朔の乙亥の日（三），吉野宮に幸す。乙酉の日（十二），菟田吉隱に幸す。丙戌の日（十二），吉野より至らせ給ふ。三月癸卯の朔の乙巳の日（二），一槻宮に幸す。甲寅の日（廿二），越の渡島の蝦夷、伊奈理吉野より至らせ給ふ。淨大肆の位・泊瀬王に賄物を賜ふ。

武志と肅慎の志良宇叡草とに、錦の袍袴・紺緋の絶・斧等を賜ふ。

夏四月、壬申の朔の辛巳の日（十），使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。戊戌の日（廿），追大貳の位を以て、伊豫國の風速郡の物部薬と・肥後國の皮石郡の壬生諸石とに授け給ひ、併せて人ごとに絶四匹、絲十絆、布二十端、錦二十口、稻一千束、水田四町を賜ひ、戸の調役を復し、以て久しく唐地に苦みし事を慰め給ふ。

己亥の日(二十)、吉野宮に幸す。五月、壬寅の朔の甲辰の日(二)、大錦上・秦造綱手に、姓を贈ひて忌寸と爲たまふ。乙巳の日(四)、吉野より至らせ給ふ。己酉の日(八)、直廣肆の位を以て、尾張宿禰大隅に授け給ひ、并びに水田四十町を賜ふ。甲寅の日(十三)、直廣肆の位を以て、大泊連・百枝に贈ひ、并せて賄物を賜ふ。六月、辛未の朔の戊子の日(十八)、吉野宮に幸す。丙申の日(二十一)、吉野より至らせ給ふ。

秋七月、辛丑の朔の日、日蝕ゆること有り。壬寅の日(二)、罪人を赦し給ふ。戊申の日(八)、使者を遣して、廣瀬大忌神と龍田風神とを祀らしむ。庚戌の日(十)、後皇子尊薨せ給ふ。

八月、庚午の朔の甲午の日(五)、直廣壹の位を以て、多臣品治に授け給ひ、并せて物を賜へり。元より從ひ奉りし功と、堅く關を守れる事とを褒美てなり。九月、庚子の朔の甲寅の日(十五)、直大壹の位を以て、若櫻部朝臣五百瀬に贈ひ、并せて賄物を賜ひ、以て元より從ひ奉りし功を顯し給ふ。

冬十月、己巳の朔の乙酉の日(十七)、右大臣丹比真人に、與と杖とを賜ひ、以て致事を哀れみ給ふ。庚寅の日(二十)、正廣參の位・右大臣・丹比真人に、資人一百あまり一十人、正廣肆の位・大納言・阿倍朝臣御主人・大作宿禰御行には、並びに八十人、直廣壹の位・石上朝臣麻呂・直廣貳の位・藤原朝臣不比等には、並びに五十人を假し賜はれり。十一月、己亥の朔の戊申の日(十)、大官・大官の沙門・辨通に、食封三十戸を賜ふ。十二月、己巳の日の朔、勅旨して金光明經を讀講かしめ、毎年の十一月の晦日に、淨行者十人を度せしめ給ふ。

十一年(一千五百七)の春正月、戊寅の朔の甲辰の日(七)、公卿大夫等に饗たまふ。戊申の日(十一)、天下の餘寡・孤獨・貧乏者に、貢しくて自有こと能はざる者に稻を賜ふこと各差あり。癸丑の日(十六)、公卿・百寮に饗たまふ。二月、丁卯の朔の甲午の日(八)、直廣壹の位・當麻真人國見を以て、東宮大傳と爲し、直廣

参の位・路真人跡見を以て、春官大夫と爲し、直大肆の位・巨勢朝臣栗持を以て亮と爲たまふ。

三月、丁酉の朔の甲辰(八)、無遮大會を春宮に設け給ふ。夏四月、丙寅の朔の己巳(四)、滿選者に、淨位より直位に至るまでに授け給ふこと各差あり。壬午の日(七)、吉野宮に幸す。己卯(十四)、使者を遣して、諸社に詣でて請雨せしむ。六月、丙寅の朔の丁卯の日(二)、罪人を赦し給ふ。辛未の日(六)、詔して、經を京に、畿の諸寺に讀ましめ給ふ。辛巳(十六)、五月より以下を遣はして、京の寺を掃灑めしむ。甲申の日(十九)、船を神祇に班ち遣し給ふ。辛卯(二十一)、公卿・百寮、始めて天皇の病の爲に、所願る佛像を造りまつ。癸巳の日(二十二)、大夫の謁者を遣はして、諸社に詣でて請雨せしむ。

錯誤あり。今之れを訂せり。委しくは次頁に記すべし。仍りて布を賜ふこと人ごとに四常。但し外國の者には、稻・人ごとに二十束。丙午の日(二十二)、使者を遣して、廣瀬と龍田とを祀らしめ給ふ。癸亥の日(二十二)、公卿・百寮・佛眼を開しまつる會を、藥師寺に設く。八月、乙丑の日の朔、天皇策を禁中に定めまして、皇太子に禪天皇位たまふ。

日本書紀 卷第三十 終

附記 持統天皇紀、十一年秋七月、乙未の朔の辛丑の紀事(前頁九行)、流布本には、「赦ニ常鎌盜人一百九人。(常の字にヒタと傍訓せるは、常陸など云ふに據りて押當てたる後人の僻事なり。)」とありて、讀む能はず亦た釋くことを得す。古來紀中の最大難儀としたれど、是は、「常ト赦・鎌ニ盜人一百九人。」とありしを寫し誤れるなり。即ち「常赦」を顛倒して「赦常」に誤り、「鎌」を「鎌(かゝる字は、世に有ること無し)」に寫し僻めたるなり。(草字彙を按するに、屬の草書は、要の草書と眞に酷似す。之に因りて寫し誤れるものと知られたり。)さて鎌は除と同じ。即ち、「盜人を鎌く一百九人を常赦す。」と訓むを正しとす。されば其の文意は、先の三年紀・一二二頁、及び四年紀・一二五頁に、「天下に大赦し給ふ。唯し常赦に免されざる所をば赦す例に在らず。」また五年紀・一二九頁に、「大きに天下に赦し給ふ。但し盜人は赦例に在らず。(六年紀の二二一頁、及び二二三頁にも同様の紀事あり。)」とあると同じく、甚だ明瞭なる文にして疑義あること無し。(季治識す)

正訓日本書紀終

昭和十五年十一月十六日 印刷

増補正訓日本書紀通釋第二卷
定價拾五圓

著者

飯田武郷

版権繼承者

飯田季治

發行者

山縣精一

印刷者

大貫善次郎

東京市麹町區九段一丁目十六番地

本製・刷印・社會式株刷印本製

定限部百五

發行所

日本書紀通釋刊行會

電話九段(33)四九七二番
摺替口座 東京一六六六四六番

41
103.

終